

## 第19号議案

品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例（平成7年品川区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「および同条第27項」を「、同条第21項に規定する地域密着型特定施設、同条第28項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「および同条第29項に規定する介護医療院」を加え、「および第12項」を「、第12項」に、「第15項まで」を「第14項までおよび第17項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明）介護保険法が改正されたことから、指定福祉施設に介護医療院等を加えるほか、規定を整備する必要がある。